**住宅改修支援事業費補助金について**

資料1-4

■補助金の対象

　介護予防支援又は居宅介護支援の提供を受けていない要支援又は要介護認定者に対し、介護支援専門員が行った住宅改修費の支給申請に係る理由書作成を行った場合が対象となります。

　※介護予防支援又は居宅介護支援の契約前に住宅改修の理由書を作成した場合でも、同月に介護保険サービスの利用があり、ケアプラン料が発生している月については対象外となります。

■報告書の提出

　別紙「住宅改修支援事業報告書」をご提出ください。

　対象となる月の翌月10日までのご提出をお願い致します。

　提出先　高齢者福祉課 地域包括推進係　髙橋

※報告書様式が必要な方はメールにて送付いたしますのでご活用ください。

　髙橋メールアドレス　satomi-takahashi@city.masuda.lg.jp

■補助金の支払い

　毎年4月から翌年3月までの報告書を取りまとめ、各事業所へ確認させていただきます。

　確認の結果補助金の対象となったもの1件につき2,000円を事業所指定の口座へ振り込みさせていただきます。